

料金表

9 ご利用料金

① 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。

R6年4月改定

地域区分単位 5級地 1単位 10.55円

1 ご契約者の要 介護度とサービス 利用料金		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		110,322円	162,154	235,888円	260,343円	287,055円
介護保険1割負担 の場合の負担金		11,034円	16,216円	23,589円	26,035円	28,706円
介護保険2割負担 の場合の負担金		22,067円	32,431円	47,178円	52,069円	57,411円
介護保険3割負担 の場合の負担金		33,100円	48,647円	70,767円	78,103円	86,117円

月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

- ・登録日 利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・登録終了日 利用者と当事業所の利用契約を終了した日。

ご契約者に提供する食事及び宿泊に係わる費用は別途頂きます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

② 加算

ア 初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされ

た後に再び利用を開始した場合も同様です。

1 加算対象サービスとサービス料金 初期加算（30 日まで）	300 円（1 日あたり）
介護保険 1 割負担の場合	32 円（1 日あたり）
介護保険 2 割負担の場合	64 円（1 日あたり）
介護保険 3 割負担の場合	95 円（1 日あたり）

イ 認知症加算 主治医の意見書により、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の方には、自己負担分として、認知症加算Ⅲ＝760/月単位

認知症高齢者の日常生活自立度がⅡで、要介護度 2 の方は自己負担分として自己負担分として、認知症加算Ⅳ＝460/月単位が、必要となります。

若年性認知症利用者受け入れ加算＝800/月単位

認知症加算	加算（Ⅲ） 7,600 円	加算（Ⅳ） 4,600 円
介護保険 1 割負担の場合	802 円	485 円
介護保険 2 割負担の場合	1,604 円	971 円
介護保険 3 割負担の場合	2,406 円	1,455 円

ウ 看護職員配置加算（Ⅲ）＝480 単位/月

看護職員配置加算	加算（Ⅲ） 4,800 円	
介護保険 1 割負担の場合	506 円	
介護保険 2 割負担の場合	1,012 円	
介護保険 3 割負担の場合	1,518 円	

エ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）＝10 単位/月

看護職員配置加算	加算（Ⅱ） 100 円	
介護保険 1 割負担の場合	106 円	
介護保険 2 割負担の場合	212 円	
介護保険 3 割負担の場合	318 円	

③ その他の加算について

※処遇改善加算（Ⅱ）小規模の所定単位数に **14.6%** を乗じた単位数